

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十七号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第二十二條）
- 第二章 助産施設（第二十三條―第二十六條）
- 第三章 乳児院（第二十七條―第三十六條）
- 第四章 母子生活支援施設（第三十七條―第四十五條）
- 第五章 保育所（第四十六條―第五十四條）
- 第六章 児童厚生施設（第五十五條―第五十八條）
- 第七章 児童養護施設（第五十九條―第六十八條）
- 第八章 福祉型障害児入所施設（第六十九條―第七十七條）
- 第九章 医療型障害児入所施設（第七十八條―第八十二條）
- 第十章 福祉型児童発達支援センター（第八十三條―第八十八條）
- 第十一章 医療型児童発達支援センター（第八十九條―第九十二條）
- 第十二章 情緒障害児短期治療施設（第九十三條―第一百條）
- 第十三章 児童自立支援施設（第一百一條―第一百一十一條）
- 第十四章 児童家庭支援センター（第一百十二條―第一百十四條）
- 第十五章 雑則（第一百五條）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第一項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。
（最低基準の目的）

第三条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するよう育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第四条 知事は、栃木県社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 県は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第五条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第六条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、その運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第七条 児童福祉施設は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び入所している者の特性等を踏まえ、入所している者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

2 児童福祉施設は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに入所している者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、入所している者等に周知しなければならない。

3 児童福祉施設は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する不断の注意及び訓練をするよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、前項の訓練のうち避難及び消火の訓練は、毎月一回以上行わなければならない。

らない。

5 児童福祉施設は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(児童福祉施設における職員の一般的要件)

第八条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽けんざんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所している者を平等に取り扱う原則)

第十一条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用負担の有無によつて、差別的取扱いはしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 児童福祉施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 児童福祉施設の長は、入所している児童等（法第三十三条の七に規定する児童等という。以下同じ。）に対し、法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(人権の擁護等に関する措置)

第十四条 児童福祉施設は、入所している者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第十五条 児童福祉施設は、入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案して、清潔を保持することができるよう、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 4 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第十六条 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この項において同じ。）において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第十条の規定により当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項に定めるもののほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理を行うときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員健康診断）

第十七条 児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期的健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期的健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断を行った医師は、必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記

録する表に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施の解除又は停止その他の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に報告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者について、綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十八条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所している児童に係る知事が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、次に掲げるところにより、給付金として支払を受けた金銭を、管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「当該児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 当該児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 当該児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、当該児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(児童福祉施設内部の規程)

第十九条 児童福祉施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項について規程を定めなければならない。

一 入所している者の援助に関する事項

二 その他施設の管理についての重要事項

(児童福祉施設に備える帳簿)

第二十条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第二十一条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十二条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の解決に当たって、当該児童福

社施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設は、その行った援助に関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第二章 助産施設

（種類）

第二十三条 助産施設は、第一種助産施設及び第二種助産施設とする。

2 第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第二種助産施設とは、医療法に規定する助産所である助産施設をいう。

（入所させる妊産婦）

第二十四条 助産施設には、法第二十二条第一項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

（第二種助産施設の職員）

第二十五条 第二種助産施設には、医療法に規定する職員のほか、一人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第二種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

（第二種助産施設と異常分べん）

第二十六条 第二種助産施設に入所した妊婦が産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかに、これを第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第三章 乳児院

（設備の基準）

第二十七条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 寝室の面積は、乳幼児一人当たり二・四七平方メートル以上とすること。

三 観察室の面積は、乳児一人当たり一・六五平方メートル以上とすること。

第二十八条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院に限る。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。
- 二 乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人当たり二・四七平方メートル以上とすること。
(職員)

第二十九条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。以下この条において同じ。）には、小児科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する乳児院にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う乳児院には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上とする。ただし、一の乳児院につき七人を下ることはできない。

6 看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人を入所させる乳児院には二人以上、乳幼児十一人以上を入所させる乳児院にはおおむね十人増すごとに一人以上、看護師を置かなければならない。

7 前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる乳児院には、保育士を一人以上置かなければならない。

第三十条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院に限る。）は、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 看護師の数は、七人以上とする。ただし、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができる。

(乳児院の長の資格等)

第三十一条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に必要なる知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- 一 医師であつて小児保健に関して学識経験を有する者

- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 乳児院の職員として三年以上勤務した者
- 四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて規則で定める基準を満たすもの

2 乳児院の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育)

第三十二条 乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

2 養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排せつ、もくろ浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十七条第一項に規定する健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3 乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(乳児の観察)

第三十三条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入所させ、その心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の策定)

第三十四条 乳児院の長は、第三十二条第一項の養育の目的を達成するため、入所している個々の乳幼児について、当該乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十五条 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第三十六条 乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関等と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第三十七条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。
- 二 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けることとし、一世帯につき一室以上と

すること。

三 母子室の面積は、三十平方メートル以上とすること。

四 乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設を利用することができない等のため必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

五 乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設にあつては静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設にあつては医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第三十八条 母子生活支援施設には、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う母子生活支援施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 配偶者から暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に当該支援を行う母子生活支援施設には、個別対応職員を置かなければならない。

5 母子支援員の数は、母子十世帯以上二十世帯未満を入所させる母子生活支援施設にあつては二人以上、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては三人以上とする。

6 少年を指導する職員の数は、母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては、二人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第三十九条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 母子生活支援施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて規則で定める基準を満たすもの

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第四十条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 精神保健福祉士の資格を有する者

五 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第四十一条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整その他の支援により、母子の自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（自立支援計画の策定）

第四十二条 母子生活支援施設の長は、前条の生活支援の目的を達成するため、入所している個々の母子について、母子及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第四十三条 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第四十四条 第三十七条第四号の規定により母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第四十九条第二項の規定を除く。）を準用する。

2 保育所に準ずる設備に置くべき保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一の母子生活支援施設につき一人を下ることはできない。

（関係機関との連携）

第四十五条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、婦人相談所その他の関係機関等と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第五章 保育所

(設備の基準)

第四十六条 保育所（乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所に限る。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人当たり一・六五平方メートル以上とすること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人当たり三・三平方メートル以上とすること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 乳児室又はほふく室を二階以上の階に設けるときは、規則で定める基準を満たすこと。

第四十七条 保育所（満二歳以上の幼児を入所させる保育所に限る。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。第八十三条第一号を除き、以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 二 保育室又は遊戯室の面積は満二歳以上の幼児一人当たり一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は満二歳以上の幼児一人当たり三・三平方メートル以上とすること。
- 三 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 保育室又は遊戯室を二階以上の階に設けるときは、規則で定める基準を満たすこと。

(保育所の設備の基準の特例)

第四十八条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第十六条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存その他の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が衛生面、栄養面等に関し業務上必要な注意義務を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる等栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に関し調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とする事。
- 四 幼児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができ

五 食を通じた乳幼児の健全な育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達過程に応じ、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めるところ。

(職員)

第四十九条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上(認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第七条第一項に規定する認定こども園をいう。)である保育所(以下「認定保育所」という。))にあつては、幼稚園(学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。))おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。))おおむね二十人につき一人以上(上)、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上(認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上)とする。ただし、一の保育所につき二人を下ることはできない。

(保育時間)

第五十条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定めるものとする。

(保育の内容)

第五十一条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

(保護者との連絡)

第五十二条 保育所の長は、入所している乳幼児の保護者と常に密接に連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第五十三条 就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第五十四条 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料(以下「徴収金等」という。))以外に、保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。))に関し当該

者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第六章 児童厚生施設

(設備の基準)

第五十五条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。
(職員)

第五十六条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事)が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第五十七条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全な育成のための活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第五十八条 児童厚生施設の長は、必要に応じ、児童の健康及び行動について、その保護者に連絡しなければならない。

第七章 児童養護施設

(設備の基準)

第五十九条 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人当たり四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人当たり三・三平方メートル以上とすることができる。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 五 児童三十人以上を入所させる児童養護施設にあつては、医務室及び静養室を設けること。
- 六 入所している児童の年齢、適性等に応じ、職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第六十条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員のほか、看護師（乳児が入所している児童養護施設に限る。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う児童養護施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設には、職業指導員を置かなければならない。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に児童指導員又は保育士を一人以上加える

ものとする。

7 看護師の数は、乳児おおむね一・六人につき一人以上とする。ただし、一の児童養護施設につき一人を下ることはできない。

(児童養護施設の長の資格等)

第六十一条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童養護施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて規則で定める基準を満たすもの

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第六十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以

上児童福祉事業に従事したものの

九 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて知事が適当と認めたもの

(養護)

第六十三条 児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長及びその自立を支援することを目的として行わなければならない。

(生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整)

第六十四条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、児童が基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるよう行わなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行わなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言及び情報の提供並びに必要なに応じて行う実習及び講習その他の支援により行わなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第六十五条 児童養護施設の長は、第六十三条の養護の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第六十六条 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第六十七条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関との連携)

第六十八条 児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関等と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第八章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第六十九条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、児童三十人未満を入所させる施設であつて主として盲児又はろうあ児（以下「盲ろうあ児」という。）を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。

二 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、職業指導に必要な設備を設けること。

三 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

イ 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備

ロ 浴室及び便所の手すり、特殊表示その他の身体の機能の不自由を助ける設備

四 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設には、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備を設けること。

五 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備

六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにすること。

七 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人当たり四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人当たり三・三平方メートル以上とすることができる。

八 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

九 便所は、男子用と女子用とを別にすること。

(職員)

第七十条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

- 3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあっては、更に児童指導員又は保育士を一人以上加えるものとする。
- 4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項本文に規定する者並びに医師及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第二項の規定を準用する。
- 6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第三項の規定を準用する。
- 7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。
- 8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。
- 9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第一項の規定を準用する。
- 10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。
- 11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあっては、更に児童指導員又は保育士を一人以上加えるものとする。
- 12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項本文に規定する者及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。
- 13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。
- 14 心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う福祉型障害児入所施設には心理指導担当職員を、職業指導を行う福祉型障害児入所施設には職業指導員を置かなければならない。
- 15 心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団の心理療法の技術を有する

もの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第七十一条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が日常の起居の間に、当該福祉型障害児入所施設を退所した後でできる限り社会に適応することができるようこれを行わなければならない。

2 福祉型障害児入所施設における学習指導については、第六十四条第二項の規定を準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第七十二条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるようこれを行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、福祉型障害児入所施設における職業指導については、第六十四条第三項の規定を準用する。

(入所支援計画の作成)

第七十三条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき児童に対して障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、児童に対して適切かつ効果的に障害児入所支援を提供しなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第七十四条 福祉型障害児入所施設（主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）における児童と起居を共にする職員については、第六十七条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第七十五条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接に連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導について、これらの者の協力を求めなければならない。

(心理学的診査及び精神医学的診査)

第七十六条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、入所している児童を適切に保護するため、随時心理学的診査及び精神医学的診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

(入所した児童に対する健康診査)

第七十七条 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診査に当たり、特に盲ろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者についてはできる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設においては、第十七条

第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

第九章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第七十八条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。
- 二 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、静養室を設けること。
- 三 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業の指導に必要な設備及び義肢装具を製作する設備を設けること。ただし、他に適当な設備がある場合は、義肢装具を製作する設備を設けないことができる。
- 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第七十九条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員、保育士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

3 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設には、第一項に規定する者及び理学療法士又は作業療法士を置かなければならない。

4 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

5 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人以上、少年おおむね二十人以上につき一人以上とする。

6 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第三項に規定する者及び心理指導を担当する職員を置かなければならない。

7 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の長及び医師は、内科、精神科、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に関して相当の経験を有する医師でなければならない。

(心理学的診査及び精神医学的診査)

第八十条 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的診査及び精神医学的診査については、第七十六条の規定を準用する。

（入所した児童に対する健康診断）

第八十一条 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設においては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。（児童と起居を共にする職員等）

第八十二条 医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設を除く。以下この項において同じ。）における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導及び職業指導並びに医療型障害児入所施設の長の保護者等との連絡については、第六十七条、第七十一条、第七十二条及び第七十五条の規定を準用する。

2 医療型障害児入所施設の長の計画の作成については、第七十三条の規定を準用する。

第十章 福祉型児童発達支援センター

（設備の基準）

第八十三条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

一 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この号において同じ。）には、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

二 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号において同じ。）の指導訓練室の一室の定員はおおむね十人とし、その面積は児童一人当たり二・四七平方メートル以上とすること。

三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人当たり一・六五平方メートル以上とすること。

四 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターには、静養室を設けること。

五 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、聴力検査室を設けること。

六 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

（職員）

第八十四条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項に

において同じ。)には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う施設には、機能訓練担当職員(日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。

3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する者及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、言語聴覚士の数は、四人以上でなければならない。

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する者及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

(生活指導及び計画の作成)

第八十五条 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び福祉型児童発達支援センターの長の計画の作成については、第七十一条第一項及び第七十三条の規定を準用する。

(保護者等との連絡)

第八十六条 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と密接に連絡をとり、児童の生活指導について、これらの者の協力を求めなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第八十七条 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにおいては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な者についてはできる限り治療しなければならない。

(心理学的診査及び精神医学的診査)

第八十八条 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的診査及び精神医学的診査については、第七十六条の規定を準用する。

第十一章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第八十九条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。
- 二 階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

(職員)

第九十条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

(入所した児童に対する健康診断)

第九十一条 医療型児童発達支援センターにおいては、第十七条第一項に規定する入所時の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、入所を継続するか否かを考慮しなければならない。

(生活指導等)

第九十二条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導及び入所支援計画の作成並びに医療型児童発達支援センターの長の保護者等との連絡については、第七十一条第一項、第七十三条及び第八十六条の規定を準用する。

第十二章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第九十三条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室及び便所を設けること。
- 二 児童の居室の一室の定員は四人以下とし、その面積は一人当たり四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室を別にすること。

- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第九十四条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 医師は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5 心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。

6 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。
(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第九十五条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 医師であつて精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 情緒障害児短期治療施設の職員として三年以上勤務した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて規則で定める基準を満たすもの

2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第九十六条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が当該情緒障害児短期治療施設を退所した後健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第九十七条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の心理療法及び生活指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第九十八条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の二に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第九十九条 情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員については、第六十七条の規定を準用する。

(関係機関との連携)

第一百条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他の関係機関等と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第十三章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第一百一条 児童自立支援施設における学科指導に関する設備については、小学校、中学校又は特別支援学校の設備の設置基準に関する学校教育法の規定を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

2 前項に規定する設備以外の設備については、第五十九条(第二号ただし書を除く。)の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

(職員)

第一百二条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員(児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。)、児童生活支援員(児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び精神科の診療に関して相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3 心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う児童自立支援施設には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しく

はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならぬ。

5 実習設備を設けて職業指導を行う児童自立支援施設には、職業指導員を置かなければならぬ。

6 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童四・五人につき一人以上とする。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第百三条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所(以下「養成所」という。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 児童自立支援専門員の職にあつた者等児童自立支援事業に五年以上(養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程を修了した者にあつては、三年以上)従事した者

四 知事が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて規則で定める基準を満たすもの

2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う資質の向上のための研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格)

第百四条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 医師であつて精神保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 地方厚生局長等の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

四 学校教育法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以

上であるもの

五 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの

六 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したものの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの

七 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、三年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が五年以上であるもの

八 学校教育法の規定による小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

（児童生活支援員の資格）

第二百五条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第二百六条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、児童がその適性及び能力に応じて自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2 児童自立支援施設における学科指導については、学校教育法の規定による学習指導要領を準用する。ただし、学科指導を行わない場合にあつては、この限りでない。

3 児童自立支援施設における生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第六十四条（第二項を除く。）の規定を準用する。

（自立支援計画の策定）

第二百七条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の生活指導及び職業指導の目的を達成するため、入所している個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（業務の質の評価等）

第二百八条 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を

図らなければならない。

（児童と起居を共にする職員）

第九十九条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

（関係機関との連携）

第一百十条 児童自立支援施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関等と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

（心理学的診査及び精神医学的診査等）

第一百一十一条 児童自立支援施設においては、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的診査及び精神医学的診査並びに教育評価（学科指導を行う場合に限る。）を行わなければならない。

第十四章 児童家庭支援センター

（設備の基準）

第一百十二条 児童家庭支援センターには、相談室を設けなければならない。

（職員）

第一百十三条 児童家庭支援センターには、法第四十四条の二第一項に規定する業務（次条において「支援」という。）を担当する職員を置かなければならない。

2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。（支援を行うに当たって遵守すべき事項）

第一百十四条 児童家庭支援センターにおいて支援を行うに当たっては、児童、保護者等の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

2 児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう、円滑にこれを行わなければならない。

3 児童家庭支援センターにおいては、その附置されている施設と緊密に連携するとともに、その支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第十五章 雑則

（規則への委任）

第一百五十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
（高等学校及び大学の意味）

第二条 第四十条第五号、第五十六条第二項第四号、第六十二条第八号及び第四百四条第七号の学校教育法の規定による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）の規定による中等学校を含むものとする。

2 第二十九条第四項、第三十八条第三項、第五十六条第二項第六号イ、第六十条第四項、第六十二条第四号、第七十条第十五項、第九十四条第三項、第一百零二条第四項及び第四百四条第四号の大学は、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）の規定による大学を含むものとする。

（経過措置）

第三条 認定こども園の認定の要件を定める条例（平成十八年栃木県条例第五十号）第三条第二項に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼児連携施設を構成するよう保育所を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所（以下「特例幼児連携保育所」という。）の保育室又は遊戯室については、当該幼児連携施設の園舎の面積（乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積及び満二歳以上満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積を除く。）が次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積以上であるときは、当分の間、第四十七条第二号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

2 特例幼児連携保育所の屋外遊戯場については、当該特例幼児連携保育所が構成する幼児連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる面積と満二歳以上満三歳に満たない幼児につき第四十七条第二号の規定により算定した面積とを合算した面積以上であるときは、当分の間、同号の規定を適用しないことができる。

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以下	八十平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

3 満三歳以上の幼児につき第四十九条第二項に規定する数の保育士を確保することが困難で

ある特例幼保連携保育所に対する同項の規定（満三歳以上の幼児に関する部分に限る。）の適用については、当分の間、幼稚園の教員免許状を有する当該特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の職員（当該特例幼保連携保育所の設置又は移転の後に新たに採用された者を除く。）であつて、保育士となる資格の取得に努めており、その意欲、適性、能力等を考慮して知事が適当であると承認したものは、保育士とみなす。

4 前項の規定による知事の承認の有効期間は、その承認をした日から三年とする。

5 前項の規定にかかわらず、第三項の規定による知事の承認については、当分の間、相当期間にわたり保育士を確保することが困難であると知事が認めた場合に限り、その有効期間を六年とすることができる。

6 前各項の規定は、認定こども園の認定の要件を定める条例第三条第二項に定める要件を満たす運営を行うために設置後相当の期間を経過した保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）と幼保連携施設を構成するよう幼稚園を新たに設置し、又は移転させる場合における当該保育所について準用する。この場合において、第三項中「当該特例幼保連携保育所の」とあるのは、「当該保育所と幼保連携施設を構成する幼稚園の」と読み替えるものとする。

第四条 平成十年四月一日において現に児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第十五号）第一条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準（次項において「旧基準」という。）第八十一条各号、第八十二条各号又は第八十三条各号に該当する者は、第百三条第一項各号、第百四条各号又は第百五条各号に該当する者とみなす。

2 平成十年四月一日前に旧基準第八十一条から第八十三条までに規定する児童の教護事業に従事した期間は、第百三条から第百五条までに規定する児童自立支援事業に従事した期間とみなす。

第五条 平成十年四月九日において現に乳児六人以上を入所させる保育所に係る第四十九条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

第六条 平成二十三年六月十七日において現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、同日後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第二十七条第一号、第二十八条第一号、第三十七条第一号及び第五十九条第一号（第百一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の適用については、第二十七条第一号中「ほふく室、相談室」とあるのは「ほふく室」と、第二十八条第一号中「室及び相談室」とあるのは「室」と、第三十七条第一号中「及び相談室を設けること」とあるのは「調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる」と、第五十九条第一号中「居室、相談室」とあるのは「居室」とする。

第七条 平成二十三年六月十七日において現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設

設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）に係る第二十七条第二号、第二十八条第二号、第三十七条第二号若しくは第三号又は第五十九条第二号（第一百一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第二十七条第二号及び第二十八条第二号中「二・四七平方メートル」とあるのは「一・六五平方メートル」と、第三十七条第二号中「母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けることとし」とあるのは「母子室は」と、同条三号中「三十平方メートル」とあるのは「おおむね一人当たり三・三平方メートル」と、第五十九条第二号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人当たり三・三平方メートル以上とすることができる」とあるのは「三・三平方メートル以上とすることとする」とする。

第八条 平成二十三年六月十七日において現に乳児院、児童養護施設又は児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、第二十九条第二項、第六十条第二項、第九十四条第四項又は第二百二条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門員となることができる。

第九条 平成二十三年九月一日において現に乳児院、母子生活支援施設又は児童養護施設の長である者については、第三十一条第一項、第三十九条第一項、第六十一条第一項又は第九十五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による当該施設の長となる資格を有する者となす。

第十条 平成二十四年四月一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条の規定による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第四十二条に規定する知的障害児施設であつて、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第三十五条第三項又は第四項の規定に基づき新児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置しているものとみなされたもの（同日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第六十九条第七号の規定の適用については、当分の間、同号中「四人」とあるのは「十五人」と、「四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は六人以下とし、その面積は一人当たり三・三平方メートル以上とすることができる」とあるのは「三・三平方メートル以上（当該知的障害児施設が平成十年四月一日において現に存するものである場合にあつては、二・四七平方メートル以上）とすることとする。」とする。

（認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第十一条 認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を次のように改正する。

児童福祉法第65条の2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号に掲げる「ヤ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成23年栃木県条例第27号）第46条第5号及び第4条第4号の」に該当する。

（ハ）及び（ニ）政策課）